

福岡県公報

令和8年9月8日
第726号

目次

告示（第567号－第575号）

○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	（農山漁村振興課）	1
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	（農山漁村振興課）	1
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	（農山漁村振興課）	2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	（農山漁村振興課）	2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	（農山漁村振興課）	2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	（農山漁村振興課）	3
○土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定	（水・大気環境課）	3
○石油コンビナート等災害防止法第2条第5号に規定する第二種事業		
所の指定	（消防保安課）	4
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	（農山漁村振興課）	4

公告

○県営土地改良事業計画の決定	（農村森林整備課）	4
○開発行為に関する工事の完了	（開発・盛土指導課）	5
○建設業者の営業所の不確知	（建築指導課）	5

告示

福岡県告示第567号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和8年9月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 保安林予定森林の所在場所
八女市立花町白木字本谷6210から6213まで、6216、6219の3、6219の4、6248、6255の1
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字本谷6210から6213まで・6216・6219の3・6219の4・6248・6255の1（以上9筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第568号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和8年9月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 保安林予定森林の所在場所
朝倉郡東峰村大字小石原鼓字桑鶴3500
- 指定の目的
水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字桑鶴3500（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第569号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和 8 年 9 月 8 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

北九州市八幡西区大字上上津役字金山谷2753の 5、2763、2778の 1、2779、2780の

3

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字金山谷2753の 5・2763・2778の 1・2779・2780の 3（以上 5 筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第570号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和 8 年 9 月 8 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

朝倉市須川字長ハチ757

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第571号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和8年9月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

嘉麻市桑野字山セ川483の1（次の図に示す部分に限る。）、457の9、473、483の3、547、548、550、580の1、591の1、字ムカエ43の1、77の27、77の31、77の35、字クスノキ198の10、198の11、字ヨコイ357の9、357の16、407の1、407の4、414、415の1、字石坂631の2、632の1、字倉谷799の63、字中ノ高内4329の7、字砥石ヶ谷4339の2、字仁田ノ尾4373の2、4373の9、4375の2、4376の4、4376の19、4376の30

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第572号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和8年9月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

嘉麻市屏字キシタカ1017

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第573号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和8年9月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定する形質変更時要届出区域

京都郡苅田町新浜町9番18の一部

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物

ふっ素及びその化合物

3 規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物

ふっ素及びその化合物

- 4 規則第58条第5項第10号から第13号までの該当性
規則第58条第5項第11号（埋立地特例区域）に該当

福岡県告示第574号

石油コンビナート等災害防止法第2条第5号に規定する第二種事業所を指定する。

令和8年9月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

株式会社日本触媒（北九州市若松区響町1丁目94番地5号）を令和8年8月27日付で新たに指定する。

福岡県告示第575号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和8年9月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1(1) 指定施業要件変更予定森林の所在場所
京都郡みやこ町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 2(1) 指定施業要件変更予定森林の所在場所

豊前市・築上郡築上町（次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和8年9月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営柳川3期北部地区土地改良（農業用排水施設整備）事業計画書の写し	令和8年9月8日から 令和8年10月9日まで	柳川市役所大和庁舎 水路課

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和8年9月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市潤一丁目60番1、60番6から60番20まで、62番1から62番18まで、1012番3の一部、1012番4から1012番6まで、1030番1の一部、1075番1の一部及び1075番2から1075番4まで並びに潤字久保田1131番1の一部及び1131番2から1131番7まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府大阪市北区梅田一丁目13番1号 大阪梅田ツインタワーズ・サウス15F
株式会社アイ工務店
代表取締役 坂井 達也

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建設業の許可を受けた次の建設業者の営業所の所在地を確知できないので、同法第29条の2第1項の規定により公告する。

なお、この公告の日から30日を経過しても当該建設業者から申出がないときは、その許可を取り消すことがある。

令和8年9月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社大川内組	糟屋郡志免町別府東二丁目6-4	大川内 良臣	令和4年3月1日 令和6年12月20日 福岡県知事許可（般-3・6） 第69316号